

最高裁秘書第1532号

令和7年5月7日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、名古屋高等裁判所がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

ア 名古屋高裁の裁判事務の分配等に関する申合せ集（現在有効なもの）

イ 名古屋高裁民事部の破棄判決又は破棄決定の原審への送付に関する文書（
最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

令和6年7月31日付け（同年8月5日受付）

2 答申番号

令和6年度（情）答申第39号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）